

約款 新旧対照表

『専用サーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第14節 第31条	第31条（申込み） 1. 本オプショサービスの利用申込みは、当社所定の書式により必要事項を記入した電子メールを当社カスタマーセンター宛に送信することによって行われるものとします。なお、 <b>当該電子メールが</b> 、ネットワーク障害、サーバ障害、ソフトウェア障害、その他当社の責めに帰すべからざる事由により、当社が正常に受信することができなかった場合、利用契約は成立しないものとします。 2. 当社は、本オプショサービスの利用申込みがあった場合、 <b>対象ディスクが貸出機器のプライマリハードディスクにインストールされた OS から認識しているか否かを確認し、これが可能であった場合にのみ</b> 当該利用申込みを承諾するものとし、ファイルシステムのマウント、対象ディスクからのデータの読み出しが可能であるか否かにかかわらず、第32条第2項に従い料金を請求するものとします。 3. 利用者は、 <b>利用者が第11節に規定する OS 再インストールサービスを申込みの場合に限って</b> 本オプショサービスを申込みすることができるものとします。ただし、当該 OS 再インストールサービスおよび本オプショサービスは、個別に契約が成立するものとします。	第31条（申込み） 1. 本オプショサービスの利用申込みは、当社所定の書式により必要事項を記入した電子メールを当社カスタマーセンター宛に送信することによって行われるものとします。なお、ネットワーク障害、サーバ障害、ソフトウェア障害その他当社の責めに帰すべからざる事由により、当社が <b>当該電子メールを</b> 正常に受信することができなかった場合、利用契約は成立しないものとします。 2. 当社は、本オプショサービスの利用申込みがあった場合、貸出機器のプライマリハードディスクにインストールされた OS <b>により対象ディスクが認識されているかを確認し、認識されている場合にのみ</b> 当該利用申込みを承諾するものとし、ファイルシステムのマウント <b>又は</b> 対象ディスクからのデータの読み出しが可能であるか否かにかかわらず、第32条第2項に従い料金を請求するものとします。 （削除）	・ 文意を明確にするための修正及びお申込条件の変更に伴う削除をおこないます。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成29年3月31日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年3月30日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、2018年3月30日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年6月3日より適用されます。	・ 本改定にともなう適用日の変更をおこないます。